

## 自主点検票

■ 貴事業場の、2021年3月末時点の状況をご回答ください。

I 電離放射線障害防止規則（以下「電離則」といいます。）に定める放射線業務従事者について

1. 放射線業務従事者数 ( ) 人
2. 放射線業務従事者の内訳（※合計人数がIの1.の人数と一致していることを確認してください。）  
A:医師・歯科医師 ( ) 人    B:看護師 ( ) 人  
C:診療放射線技師 ( ) 人    D:その他 ( ) 人

3. 放射線業務従事者の線量測定

3-1. 測定対象者の範囲

- A:全ての放射線業務従事者を対象としている  
 B:業務状況等に応じて一部の放射線業務従事者を対象としている

●放射線業務従事者は、放射線業務に従事する頻度や被ばく線量の大小を問わず、線量測定を行わなければなりません（電離則第8条第1項）。

3-2. 不均等被ばく者の人数及び放射線測定器の配布

- A:防護エプロンを使用するなど不均等被ばくとなる者 ( ) 人  
B:放射線測定器を2個以上配布している者 ( ) 人

●これらが一致していない場合は改善が必要です。不均等被ばくとなる者に対しては、放射線測定器を2個以上装着しなくてはなりません（電離則第8条第3項）。

3-3. 放射線測定器の装着状況の確認

- A:全ての放射線業務従事者について装着状況を確認している  
 B:一部の放射線業務従事者について装着状況を確認していない

II 放射線業務従事者の被ばく線量について（2020年度）

1. 実効線量

- A:検出限界未満 ( ) 人  
B:検出限界以上～5mSv ( ) 人  
C:5mSv超～20mSv ( ) 人  
D:20mSv超～50mSv ( ) 人  
E:50mSv超被ばく ( ) 人  
F:把握していない ( ) 人

2. 眼の水晶体の等価線量

- A: 検出限界未満 ( ) 人  
 B: 検出限界以上～20mSv ( ) 人  
 C: 20mSv 超～50mSv ( ) 人  
 D: 50mSv 超 ( ) 人  
 E: 把握していない ( ) 人

3. 皮膚の等価線量

- A: 検出限界未満 ( ) 人  
 B: 検出限界以上～150mSv ( ) 人  
 C: 150mSv 超～500mSv ( ) 人  
 D: 500mSv 超 ( ) 人  
 E: 把握していない ( ) 人

※Ⅱ-1.～Ⅱ-3. の設問のそれぞれの合計人数がⅠの1. の人数と一致していることを確認してください。

●放射線業務従事者の被ばく線量を測定・記録し、以下の線量限度を超えないようにしなければなりません（電離則第4条第1項、第5条）。

実効線量 5年間につき100mSv かつ1年間につき50mSv  
 女性の放射線業務従事者は3月間につき5mSv

眼の水晶体の等価線量 (2020年度まで) 1年間につき150mSv  
 (2021年度から) 5年間につき100mSv かつ1年間につき50mSv

皮膚の等価線量 1年間につき500mSv

Ⅲ 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置対象医師

※ 経過措置対象医師とは、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができない方をいいます。

1. 経過措置対象医師の指定人数

( ) 人→0人の場合はⅢの2.～5. の回答は不要です。

2. 衛生委員会等で対象医師として指定することの妥当性について審議しているか

- A: 審議している  
 B: 審議していない

3. 経過措置対象医師本人に指定した旨を通知しているか

- A: 通知している  
 B: 通知していない

4. 経過措置対象医師の氏名や医籍登録番号等を記録しているか

- A: 記録している  
 B: 記録していない

●経過措置対象医師に指定しようとする場合は、その妥当性について、衛生委員会において調査審議又は関係労働者の意見を聴くための機会を設けてください。

経過措置対象医師に指定する医師について、その旨を本人に通知するとともに、その氏名、医籍登録番号、診療科名、5年間につき100mSvを超えるおそれのある具体的な事由及び当該医師の行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつそのために後任者を容易に得ることができない具体的な事由を記録して、2026年3月31日まで保存してください。(令和2年10月27日基発1027第4号)

5. 経過措置対象医師に係る眼の水晶体の等価線量の低減措置の実施状況

A: 実施中

B: 検討中

C: 検討していない

●経過措置対象医師に係る眼の水晶体の等価線量限度は、令和5年4月1日以降の3年間につき60mSvかつ1年間につき50mSvとされていますので、この限度を守れるように被ばく線量を低減する必要があります。

IV 労働安全衛生管理体制

1. 衛生委員会の設置状況（※医療被ばくに関するものではなく、労働安全衛生法に基づく労働者の健康管理を目的とした委員会に関して回答してください。）

A: 設置している →IVの2. の回答をお願いします。

B: 常時使用する労働者が50人未満のため設置していない→IVの2. の回答は不要です。

2. 衛生委員会における被ばく線量の低減対策の審議状況（同上）

A: 放射線業務従事者の被ばく線量に基づき審議している

B: 審議していない

3. 衛生管理者又は衛生推進者の職務

A: 放射線被ばくによる健康障害防止措置に関する技術的事項を管理している

B: 放射線被ばくによる健康障害防止措置に関する技術的事項を管理していない

●衛生委員会では労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策等について調査審議を行う必要があります。(労働安全衛生法第18条第1項)

衛生管理者又は衛生推進者には放射線被ばくによる健康障害を防止するための措置に関する技術的事項を管理させる必要があります。(労働安全衛生法第12条・第12条の2)

衛生委員会において、被ばく線量の状況を報告し、被ばく低減対策を審議するとともに、衛生管理者又は衛生推進者に対し当該対策の実施状況について管理させる等を通じて、放射線による健康障害を防止するための取組を推進しましょう。

## V 被ばく線量の管理

### 1. 2016年度から2020年度までの5年間の被ばく線量の管理状況

- A: 全ての放射線業務従事者について記録・保存している  
 B: 一部の放射線業務従事者について記録・保存していない

●実効線量・等価線量の記録は30年間保存しなければなりません。ただし、5年間保存した後、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、30年間保存する必要はありません（電離則第9条第2項）。

### 2. 新規に所属した放射線業務従事者の線量管理

#### 2-1 2016年度から2020年度までの5年間の管理期間の途中に、貴事業場に新規に所属した放射線業務従事者の人数

( ) 人→0人の場合はIVの2. の2-2の回答は不要です。

#### 2-2 上記のうち、前所属事業場における被ばく線量を把握している者の人数

( ) 人

●5年間の管理期間の途中から新たに所属した放射線業務従事者については、前所属事業場から当該者に交付された線量の記録等を確認して、前所属事業場における被ばく線量を把握することで、5年間の管理を行うこととされています（平成13年3月30日基発第253号）。

### 3. 放射線業務従事者以外の管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」）の線量測定方法

- A: 全ての一時立入者に放射線測定器を装着させ被ばく線量を測定している  
 B: 実効線量が計算により求められ、その値が0.1mSvを超えないことが確認できる等の場合には、線量の測定を行ったものとみなしている  
 C: 一部の一時立入者について測定していない（Bの該当者を除く）

●管理区域に一時的に立ち入る労働者についても、管理区域内での被ばく線量を測定しなければなりません（電離則第8条第1項）。被ばく線量の記録は、5年間保存すること望ましいです（平成13年3月30日基発第253号）。

Bのように線量の測定を行ったものとみなすことができる場合もありますが、その場合は当該労働者の管理区域への立入りの記録を行い、少なくとも1年間保存することが望ましいです（平成13年3月30日基発第253号）。

## VI 電離放射線健康診断

### 1. 放射線業務従事者に対する電離放射線健康診断の実施状況

- A: 全員に実施している  
 B: 一部の者を除き実施している

### 2. 電離放射線健康診断の実施回数

- A: 年2回実施している  
 B: 年1回実施している

●放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行う必要があります（電離則第56条第1項）。

◎ 自主点検項目は以上です。ご回答ありがとうございました。

令和3年4月1日から、電離放射線障害防止規則が改正され、  
眼の水晶体に受ける等価線量限度は、5年間で100mSv かつ  
1年間で50mSv となっています。改正内容の詳細はこちら⇒

